

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月25日

八戸市長 殿



提出者
住 所 青森県三戸郡五戸町古舘下川原23-1
氏 名 株式会社 川村土木
代表取締役 川村 義明
電話番号 0178-62-2543

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和7年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 川村土木
事業場の所在地	青森県三戸郡五戸町古舘下川原23-1
事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

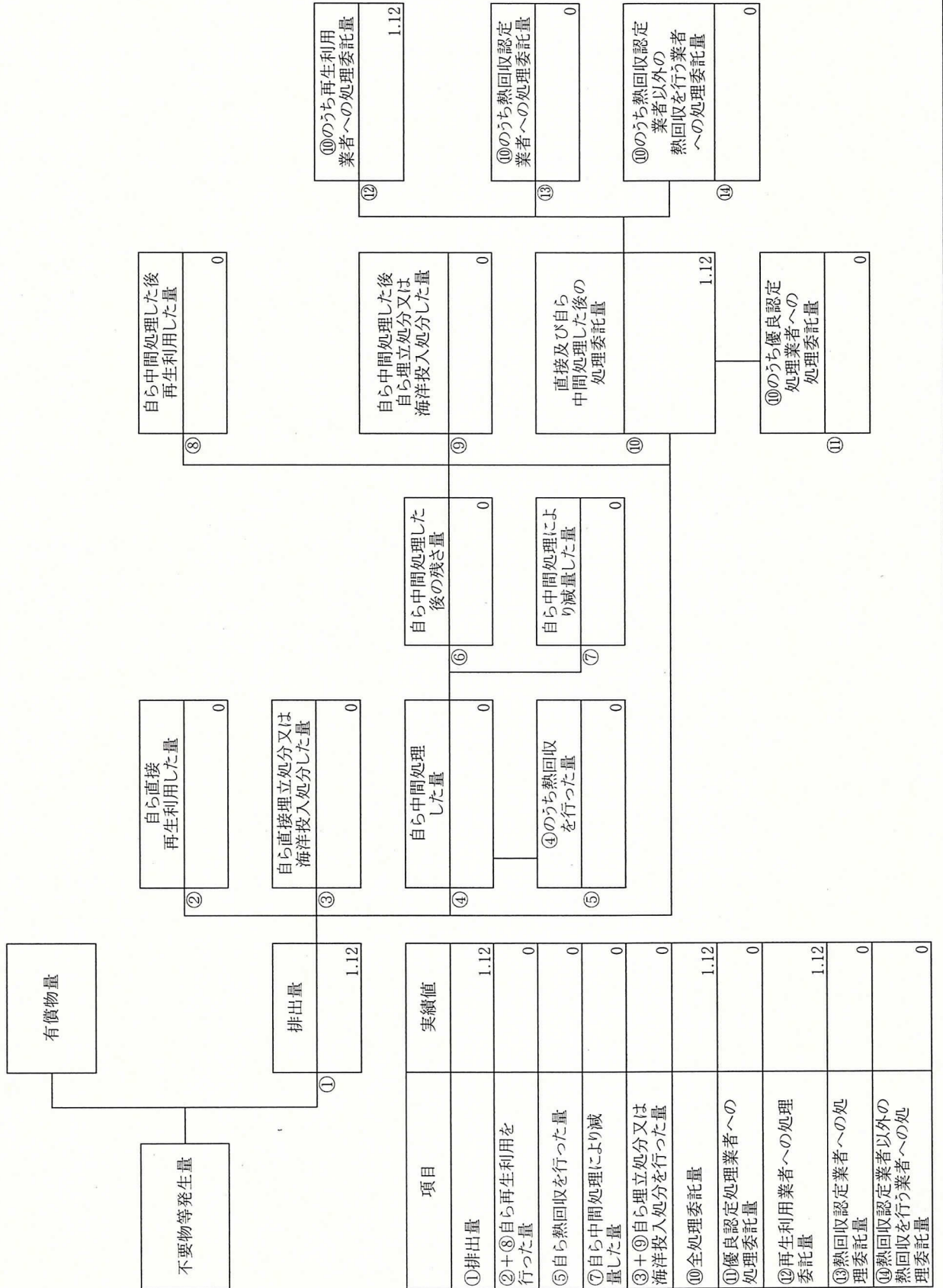
項目	目標値	項目	目標値
排出量	934t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	934t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔第2面入力支援用シート〕

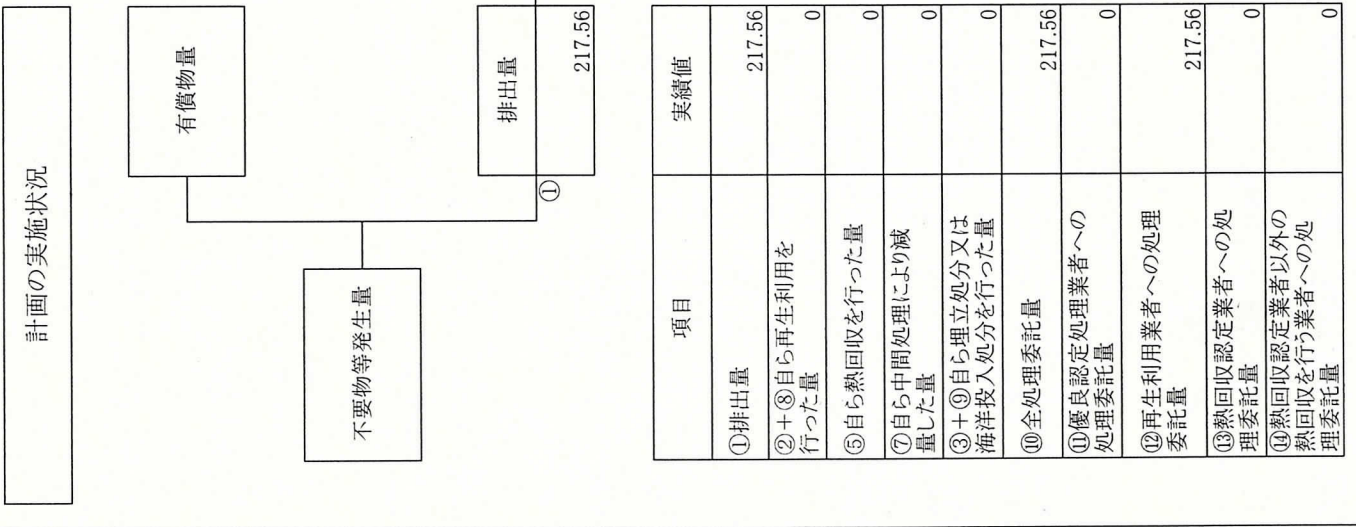
名 称	計 画 面 の 実 施 状 況												
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦④のうち 中間処理 により減量した 量(t)	⑧④のうち 中間処理 した後の残量 (t)	⑨④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑩④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑪④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑫④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑬④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)
産業廃棄物の種類	当該事業場において 発生した産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間処理 をせず自ら埋立処分又 は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中 間処理した産業廃棄物 の当該中間処理前の 量	①の量のうち、熱 回収を行った量の うち、中間処理前の 量	①の量のうち、自ら中 間処理を行った後の 残量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量	①の量のうち、自ら中 間処理した後の残量 を差し引いた 量
燃え殻													
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上水汚泥													
下水汚泥													
建設汚泥													
その他の汚泥													
廃油													
廃酸													
廃アルカリ													
廃プラスチック類	1.12									1.12			
ゴムくず													
金属くず													
ガラス陶磁器等くず													
紙くず													
がれき類	217.56	0	0	0	0	0	0	0	0	217.56	0	217.56	0
コンクリート片													
廃アスファルト	217.56									217.56		217.56	
レンガ破片など													
石綿含有産業廃棄物													
ばいじん													
紙くず													
木くず	0.12									0.12		0.12	
繊維くず													
動植物性残さ													
動物系固形不要物													
動物のふん尿													
動物の死体													
政令13号物(上記廃棄物 の処理物であつてこれらに 該当しないもの)													
建設混合廃棄物													
合計	218.8	0	0	0	0	0	0	0	0	218.8	0	218.8	0

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)

計画の実施状況

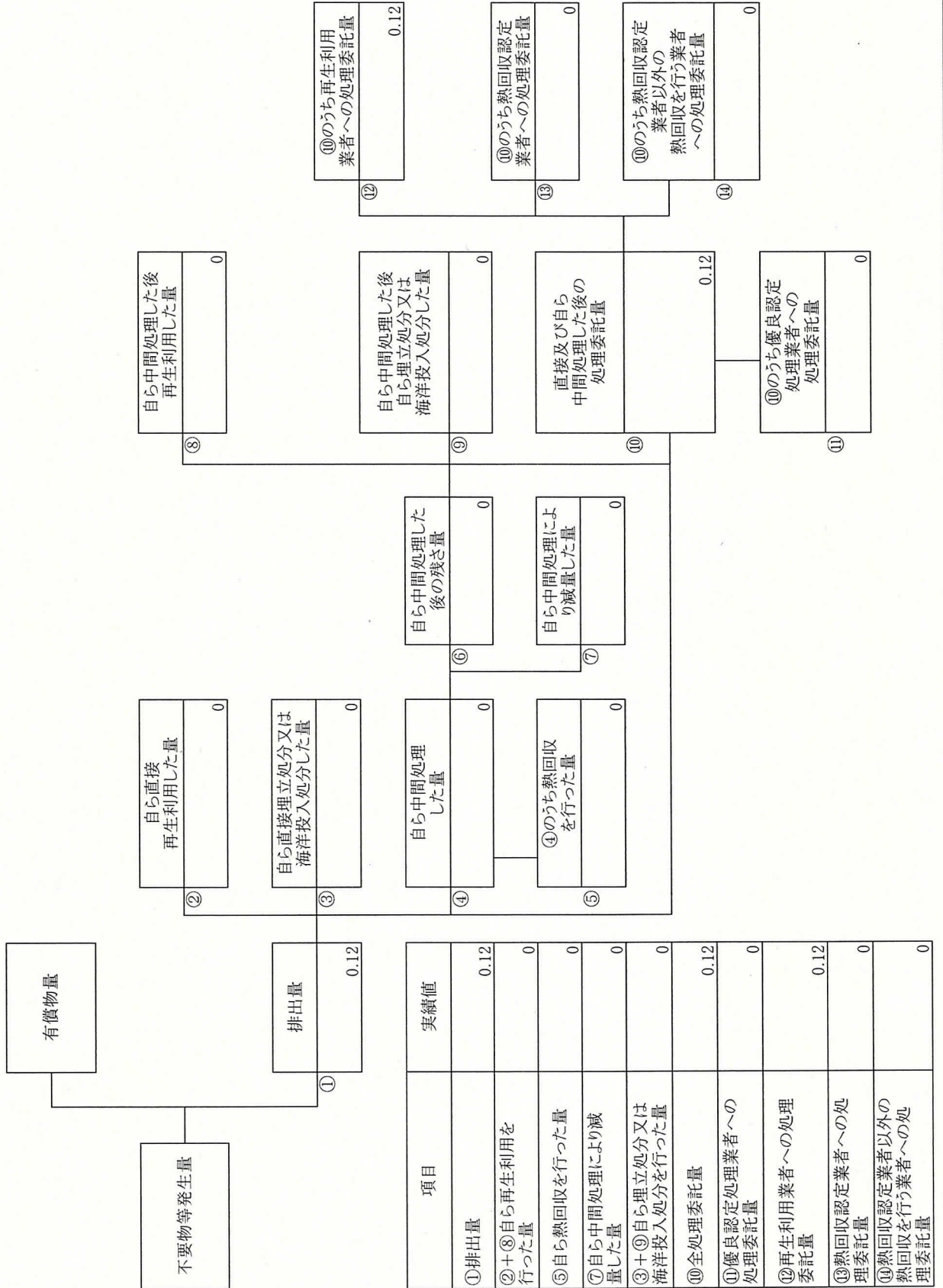


(産業廃棄物の種類：廃アスファルト)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。